

栗 窪 自 主 防 災 隊 規 約

(名 称)

第 1 条 この隊は、栗窪自主防災隊（以下「本隊」）という。

(組織及び本部)

第 2 条 本隊は栗窪自治会会員により組織し（会員全員が隊員）、本部設置場所は平常時は隊長宅、高齢者等避難・避難指示発令時及び災害発生時は栗窪集会所、広域避難実施時は成瀬中学校内の避難場所とする。

(目 的)

第 3 条 本隊は、会員相互扶助（共助）の精神に基づく自主防災活動を行うことにより、地震、風水害等（以下「地震等」）の災害による隊員の被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(実施活動)

第 4 条 本隊は第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 〔予防段階〕防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 〔予防段階〕安否確認用住民名簿の整備や防災資機材の整備等、災害予防に関すること。
- (3) 〔予防段階〕防災訓練の実施に関すること。
- (4) 〔事前予知段階〕地震予知に基づく警戒宣言時における、避難誘導・火気使用の規制徹底等に関すること。
- (5) 〔発生段階〕地震等の災害発生時における、情報の収集・伝達及び避難誘導・安否確認・救出救護・初期消火等の活動に関すること。
- (6) その他防災に関すること。

(役職隊員)

第 5 条 本隊に、次の役職隊員を置く。

隊長 1 名 (自治会長)

副隊長 1 名 (前自治会長)

隊長補佐 1 名 (自治会防災委員)

現場司令 若干名 (自治会副会長、前自治会副会長または消防 OB、各組長、青少年指導員、防犯指導員、交通指導員、スポーツ推進委員・体育普及員、自治会役員 OB より選任)

班長・副班長 30 名程度 (自治会環境委員及び文体委員、各組長、青少年指導員、防犯指導員、交通指導員、スポーツ推進委員・体育普及員、消防 OB、自治会役員 OB)

- 2 役職隊員の任期は、各種役員の任期と同じとする。
- 3 別表の防災隊組織は、各種役員が自動的にその役割にあたる。また、年度毎の自治会各種役員名簿配付にあわせ、防災隊組織表（実名入り）を配付し周知を図る。

(役職隊員の任務)

第 6 条 隊長は本隊を代表し、目的達成のための第4条の活動を推進する。また、防災計画を栗窪地区内に周知徹底すると共に、地震等の災害発生時には関係機関との連絡調整及び応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副隊長は隊長を補佐し、隊長不在等の時はその任務を代行する。（隊長が成瀬地区役員として派遣等不在を想定）

また、現場司令不在時には分担してその任に当たる。（現場司令が会社出勤等不在を想定）

- 3 隊長補佐（自治会防災委員）は、平時は栗窪地区の防災リーダーとして、防災知識の習得・訓練により、栗窪地区の防災意識の向上を図ると共に、防災計画（案）の作成及び適時見直しを行い隊長に提案する。また、災害発生時には情報収集と状況判断を行い、的確なアドバイスを行う等、隊長を補佐する。
- 4 現場司令は、地震等の災害発生時に前栗窪・沖栗窪に分かれ、隊長からの指揮命令により、情報伝達・避難誘導・安否確認・救出救護・初期消火等の現場指揮を執る。
- 5 班長・副班長は、別表に示す任務にあたる。

（防災計画）

第 7 条 本隊は、地震等による災害の予防と被害の軽減を図るための防災計画を策定し、栗窪地域内への周知を図る。その上で全隊員共々、平時からの防災知識の向上、訓練等による防災スキルの向上に努め、個人と地域の防災力を高める。前述の通り、防災計画（案）は隊長補佐が作成し、本部会議の審議を経て全体会議で決定する。

（防災全体会議）

第 8 条 本隊の全体会議は、隊長、副隊長、隊長補佐、現場指令、班長で構成し、必要のつど隊長が招集する。隊長は必要に応じ、班長が欠席の場合に当該班の副班長の代理出席を要請することができる。

- 2 隊長が必要と認めた場合は、副班長を含めた全役職隊員による拡大全体会議を招集することができる。

（防災本部会議）

第 9 条 本隊の本部会議は、隊長、副隊長、隊長補佐、現場指令で構成し、必要のつど隊長が招集する。

- 2 本部会議は、次の事項について協議する。

- （1）規約の改正に関する事
- （2）第 4 条活動項目の実行に関する事
- （3）防災計画（案）に関する事
- （4）その他必要な事項

（会 計）

第 10 条 本隊の経費は、自治会費その他の収入をもって運用する。

（規約の改定）

第 11 条 本規約の改定は、防災全体会議で協議し決定する。決定した内容は速やかに運用を開始する。また、改定内容は次回の自治会総会へ報告する。

附 則 ； この規約は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ； この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ； この規約は、平成 19 年 4 月 14 日より施行する。

附 則 ； この規約は、平成 25 年 1 月 1 日より施行する。

附 則 ； この規約は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 ； この規約は、平成 26 年 10 月 1 日より施行する。

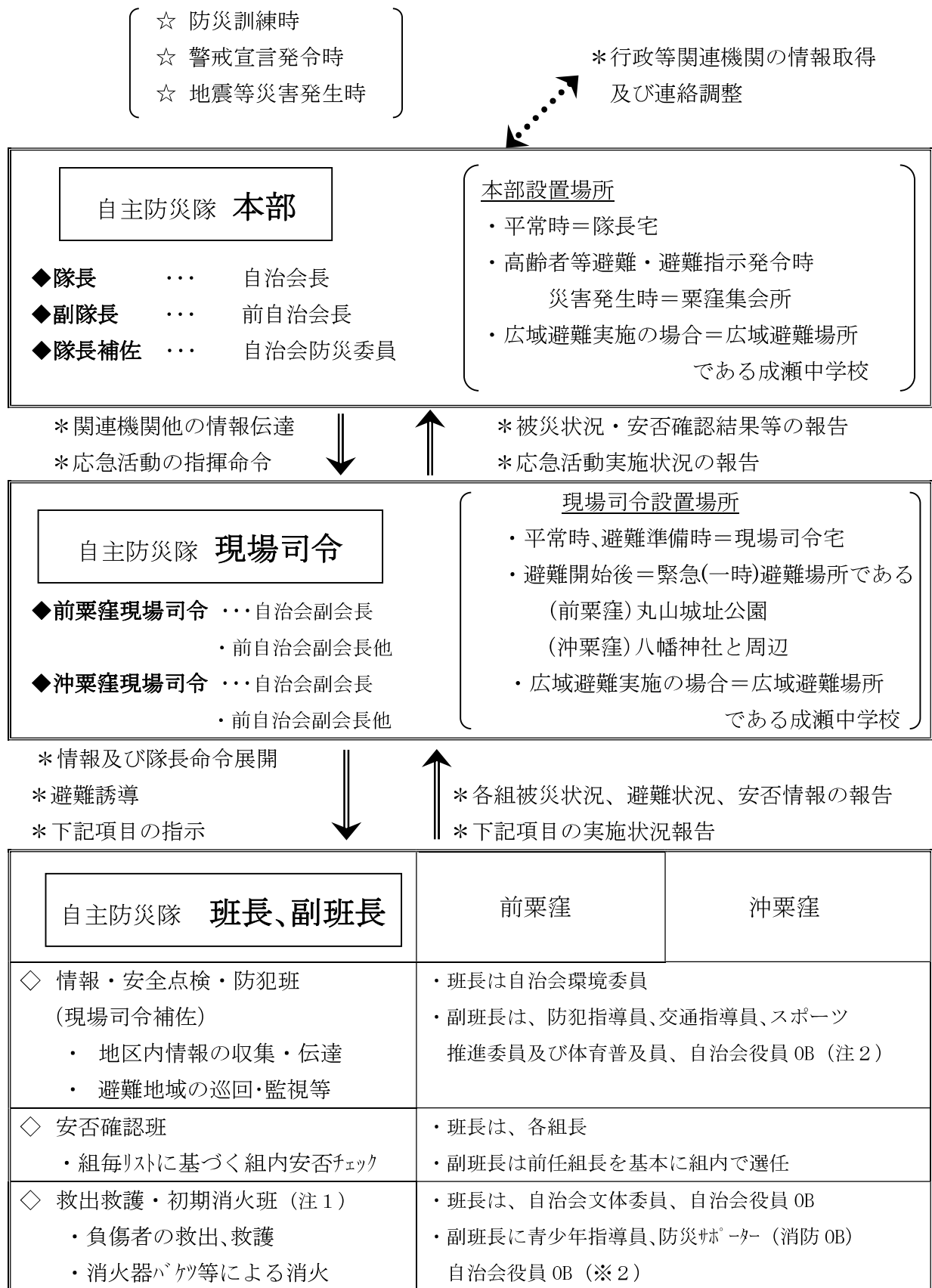
附 則 ； この規約は、令和元年 12 月 7 日より施行する。

附 則 ； この規約は、令和 4 年 7 月 2 日より施行する。

附 則 ； この規約は、令和 5 年 2 月 4 日より施行する。

附 則 ； この規約は、令和 5 年 6 月 3 日より施行する。

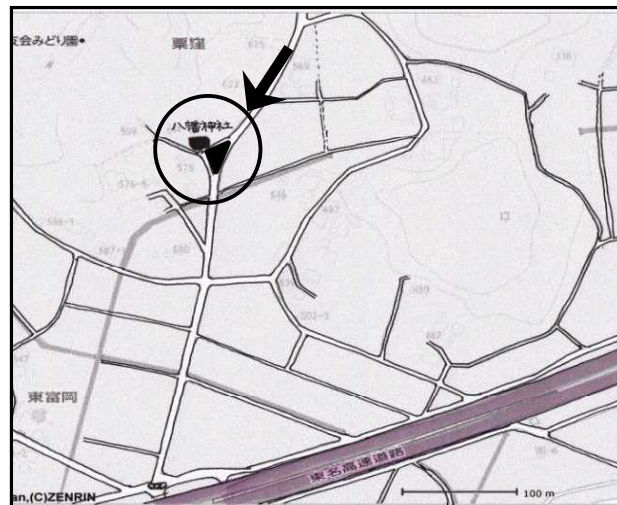
栗窪地区 自主防災隊 組織表 (詳細は防災計画による)



注 1 ; 救出援護・初期消火は現場司令の指示に基づき、当該班長だけでなく隊員全員で対応する。
注 2 ; 防犯,交通,スポーツ,体育, 青少年の各指導員は 1 名であり、また自治会役員も前・沖の偏りもありえるため、組織表作成時はそれらを勘案して配置や適任の班長を決める。
注 3 ; 給食給水（主に広域避難所にて行う）、清掃（緊急性が低い）の活動は含めない。

【補足】緊急(一時)避難場所について

- ・前栗窪は丸山城址公園南西側広場（年長児童遊具のある広場）
- ・沖栗窪は八幡神社およびその周辺（東側広場含む）



【参考】 伊勢原市企画部防災課資料より抜粋

住民が安心・安全に暮らすため、その生命、身体及び財産を災害から守る防災対策は、行政上最も重要な施策のひとつです。

ひとたび大規模な災害が発生したときには、被害の拡大を防ぐため、国や県、市は全力で対応しますが、防災関係機関の対応（公助）だけでは限界があります。早期に実効性ある対策をとることが難しい場合や、行政自身も被害を受けている場合も考えられます。

災害が発生した際には、第一に『自分の身は自分で守る』という自助の考え方、第二に地域における助け合いによって『自分達のまちは自分達で守る』という共助の考え方が欠かせません。

